

1 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 保育所（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育所を含む。）もしくは幼稚園（以下「保育所等」という。）を、現に運営している又は令和3年度中に運営しようとする岐阜県内に事務所を置く社会福祉法人又は学校法人（以下「保育法人」という。）
- (2) 認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (3) 町の教育・保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の設置にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないこと。
- (5) 保育所型認定こども園の設置にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- (6) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (7) 運用財産として公私連携幼保連携型認定こども園又は公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型認定こども園」という。）の年間運営費の12分の1以上の現金又は預金を有していること。
- (8) 公私連携型認定こども園の運営にあつては、関係法令及び町条例を遵守すること。
※保育法人が設置・運営主体となり、町は、保育法人と連携し、土地や建物等の設置（又は改修等）の支援を行うとともに運営に関与する。保育法人は、町による公私連携保育法人の指定及び町との協定の締結により、岐阜県知事の認可に代わり、町を経由して岐阜県知事に届け出ることにより公私連携保育法人となり、公私連携型認定こども園を設置することができる。

2 募集を行う保育所

町立北方東保育園及び北方南保育園（以下「募集保育所」という。）

※1法人2箇所の応募も可。

3 事業の開始予定年月日

募集保育所のうち町立北方東保育園は、令和7年4月1日開園（協定開始は令和5年4月1日から）、町立北方南保育園は、令和9年4月1日開園（協定開始は令和7年4月1日から）の予定とする。

4 募集保育所の園児について

募集保育所の利用児童（以下「園児」という。）について、保護者が引き続き当該募集保育所での利用を希望する場合は、公私連携型認定こども園移行以後も当該園児を引き継ぐものとする。

5 財産の取り扱い等

公私連携型認定こども園に移行する際の財産の取り扱いについては、次の各号によることとし、公私連携型認定こども園の移行後は、施設の維持・修繕・工事等についても公私連携保育法人の費用で行うこと。ただし、町は公私連携保育法人と連携して安定的で継続した教育・保育の提供ができるよう、公私連携保育法人と支援の方法について協議する。

（1）土地、建物、附属設備、工作物、備品等

募集保育所が管理する建物、建物に附属する設備、工作物、備品等（リース物件等は除く。）については無償譲渡（譲渡した備品等は、町と公私連携保育法人で確認を行ったうえで別途目録を作成する。）を前提とし、土地については、無償貸与を前提とするが、建替え又は改修工事等を行う場合は、協議内容に基づき協定締結後、事業の開始予定年月日までに行うこと。

（2）消耗品等

消耗品等は、公私連携保育法人が調達する。

6 保育事業等

民営化により保育環境が変わるため、公私連携保育法人は園児や保護者が感じる負担を最小限にするよう努め、保護者と公私連携型認定こども園が共に子育てに取り組んでいくなど相互理解を図りながら、安定的で継続した公私連携型認定こども園の運営に努めるとともに次に掲げる保育事業等を実施すること。

（1）北方町の子ども・子育て支援行政を理解し、町民の就学前教育・保育ニーズに応じて、次の事業等を実施することを基本とするが、実情に応じて内容を変更し、町と協議のうえ実施するものとする。

ア 【北方東保育園】 0歳児（6か月児程度）から5歳児までの保育を実施し、認可定員120名（満3歳未満児40名、満3歳以上児80名）規模の教育・保育事業

【北方南保育園】 0歳児（6か月児程度）から5歳児までの保育を実施し、認可定員

150名（満3歳未満児50名、満3歳以上児100名）規模の教育・保育事業

イ 保育時間（午前7時30分から午後6時30分まで）・延長保育（午後7時まで）

※教育時間については別途協議する。

ウ 土曜日の全日保育

エ 障がい児保育の実施

オ 一時預かり事業

カ 地域の未就園児及び保護者に対する施設開放など地域の子育て支援、災害時における避難所に係る事業

キ 自園調理

(2) 公私連携保育法人の費用で第三者評価を受審し、受審後その結果を公表すること。

(3) 職員の配置は、認定こども園に関連する法令等に定めるもののほか次によること。

ア 公私連携保育所型認定こども園の施設長は、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設において主任保育士又はこれに相当する職以上として3年以上の勤務実績を有する者であること

イ 教育及び保育に直接従事する職員（以下「保育士等」という。）の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士等として実務経験3年以上の者が概ね3分の1以上含まれていること

(4) 募集保育所の新名称は、地域特性を生かした名称とすること。

7 募集等

(1) 募集期間：令和3年6月3日（木）から8月2日（月）まで。

※土・日・国民の祝日を除く平日の午前9時～午後5時の間に「北方町公私連携保育法人指定申請書」及び添付書類一式（以下「指定申請書」という。）を北方町福祉子ども課（電話058-323-1119）まで提出すること。

※指定申請書の提出にあたっては、提出部数をよく確認すること。

※指定申請書の作成及び提出に関する費用は、保育法人の負担とする。

※提出された指定申請書は返却しないものとする。

※本要項に関する質問事項は、別紙「質問票」により7月12日（月）17時までに、福祉子ども課へ提出すること。後日ホームページ上で回答する。

(2) 施設見学及び施設平面図等の確認（特段の期間の定め無し）

施設見学については直接募集保育所に連絡を入れ、日程を調整の上、施設・設備等を見学すること。必要に応じて福祉子ども課職員が立ち会う。

また、応募にあたり募集保育所の施設平面図等の確認が必要な場合は、福祉子ども課に連絡し図面の確認等の依頼をすること。

(3) 保育法人の審査等

ア 基礎審査

福祉子ども課においてあらかじめ応募資格や条件の適否等について、提出された書類により書類審査の一部として基礎審査を行う。

基礎審査により、保育法人の現況が「1 応募資格」の要件を満たしていない場合は、書類審査及びプレゼンテーション審査に付さないこととし、その旨を当該保育法人に対し通知する。

イ 書類審査

応募者から提出された申請書の記載内容並びに添付書類を審査する。

書類審査にあたり、追加で審査書類の提出を求める場合がある。

ウ プレゼンテーション審査

応募者によるプレゼンテーションにより、事業内容等を審査する。

エ 公私連携保育法人候補者の選定について

審査方法：書類審査及びプレゼンテーション審査（以下「プレゼン」という。）に基づき実施

審査時期：10月上旬頃（日程は応募保育法人に後日連絡）

審査機関：北方町公私連携保育法人選定委員会にて審査

※説明及び質疑応答時間はそれぞれ20分程度を予定。説明者は2人以内とすること。ただし、パワーポイントなどを使う場合のパソコン操作者は含まない。

審査結果：応募者に対しては文書により通知するとともに公私連携保育法人候補者として選定した事業者名は町ホームページにて公表し、その他の事業者名は公表しない。

※審査内容及び選考結果等に関する異議には応じない。

オ その他

①「北方町公私連携型認定こども園選定基準」の評価項目の全項目について説明を求め、説明の最後に質疑応答の時間を設ける。

②パワーポイントを使用してのプレゼンで液晶プロジェクター、スクリーン等が必要となる場合には、事前に福祉子ども課と打ち合わせをすること。

③プレゼン資料（提案書）については、プレゼンの7日前までに北方町公私連携保育法人選定委員会委員へ配付する予定のため、事前提出となる。（提出部数は別途指示する。）

④提出されたプレゼン資料（提案書）は期限内であっても、訂正・差替えは認めません。

8 公私連携保育法人候補者

プレゼンで第1順位と選定された保育法人については、公私連携保育法人候補者として、

改めて北方町と協議し、協議成立後、仮協定を締結する。協議が成立しない場合や辞退があった場合は、第2順位の保育法人と協議を行う。

※プレゼンでの内容は、仮協定締結事項の前提であるが、町の意向や募集保育所の保護者からの要望等により、変更となる場合がある。

< (仮) 協定締結事項 >

- ①協定の目的となる公私連携型認定こども園の名称及び所在地
- ②公私連携型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③町による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置（改善計画等）
- ⑥その他公私連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

9 公私連携保育法人の指定（令和5年3月以降予定）

公私連携保育法人は、施設等の無償貸与、必要な条例改正などの議会付議事項の議決後、正式な協定を締結し、その後に公私連携保育法人として指定する。

公私連携保育法人は、公私連携型認定こども園の各事業開始日までに、事業の運営に必要な手続き（定款の変更、各種届出等）を適正に処理すること。

※議決が得られない場合は事務を停止することとなるが、町は損害賠償等の責任は一切負わない。

10 協定の有効期間、協定の特約事項

(1) 協定期間

当初の協定期間は、10年とする。

その後の協定期間については、協議のうえ決定する。

※運営上の問題がない限り、引き続き継続していくことを想定しています。

- ##### (2) 協定に違反した場合は、町の指導に従うこと。ただし、協定を継続し難い重大な背信行為があった場合等については協定を解除することがある。この場合、町は損害賠償等の責任は一切負わない。

11 保育の引継ぎ

保育内容及び運営業務の円滑な引継ぎの実施のため、公私連携保育法人は事業の開始予定年月日の前年度を引継ぎ期間として町立保育園に職員を派遣し、引継ぎを受けるものとする。引継ぎの開始時期や実施場所等の内容については別途協議する。

また、町立保育園に勤務する会計年度任用職員のうち公私連携型認定こども園の職員となることを希望する者については、積極的に採用するよう別途協議する。

12 公私連携保育法人への支援等

町は公私連携保育法人と連携して安定的で継続した教育・保育の提供ができるよう、支援を含め運営等に関与していきます。ただし、具体的な支援の方法については町の財政状況等を鑑みながら検討することとし、公私連携保育法人と別途協議する。

1.3 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議する。

北方町公私連携型認定こども園選定基準

	区分	審査・評価項目
法人運営	法人の概要	①法人概要、沿革、保育所等の運営経験 ②理念、応募の動機・理由
	法人の経営状況	①法人の経営状況、将来性 ②法人の第三者評価についての考え方
組織・体制等	全体計画	①基本理念、認定こども園の種類、定員等 ②開園日・開園時間 ③教育・保育方針 ④組織計画
	収支計画	①収支予算計画 ②保育料以外の実費徴収等
	職員配置の考え方等	①職員の配置、人材育成の考え方（人数、経験年数等）
	安全対策・危機管理体制	①安全対策・危機管理体制
教育・保育の提供内容等	教育・保育内容	①教育・保育計画の概要
	支援を必要とする園児（利用児童）等への対応	①障がいのある園児やその他支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応等 ②虐待の疑いにより支援が必要な園児への配慮及びその保護者への対応
	給食	①給食提供の方法 ②アレルギー症状のある園児への配慮及びその保護者への対応 ③食育計画
	子育て支援	①地域の子育て支援の方法 ②地域との連携・交流
	公私連携型認定こども園として配慮する点	①保護者等との連携 ②小学校との接続 ③特色ある取り組みや提案 ④施設整備計画
	町内の公私連携型認定こども園や町立認定こども園等との連携	①町内の公私連携型認定こども園や町立認定こども園等との連携 ②1法人が2箇所の公私連携型認定こども園の運営をする場合等、募集保育所同士の連携

(参考1)

町立北方東保育園の現状

令和3年4月1日基準

入園児	1歳児から5歳児
基本保育時間	8時30分～16時30分
開設時間(最大)	7時30分～18時30分 ※延長保育なし
保育日	月曜日～金曜日 土曜日(ただし、最大7時30分～12時00分)
休業日	日曜日・祝日・国民の休日 年末年始(12月29日～1月3日)
主な諸費用 ※用品については参考価格となります	スモック 2,500円 体操服 白半袖シャツ 2,100円 黒ハーフパンツ 1,300円 紺ショートパンツ 1,400円程度 カラー帽子 800円程度 おしらせ袋 200円、ハサミ 345円 日本スポーツ振興センターの 災害共済給付制度加入負担金 240円/年額 保護者会費 250円/月 主食代1,000円/月、副食代3,000円/月

○入園児の推移

※各年4月1日基準 (単位:人)

	H29	H30	H31	R2	R3
0歳児	2	0	1	0	0
1歳児	7	10	11	5	6
2歳児	12	12	11	12	10
3歳児	20	19	18	17	13
4歳児	11	20	20	19	18
5歳児	16	11	20	18	20
合計	68	72	81	71	67

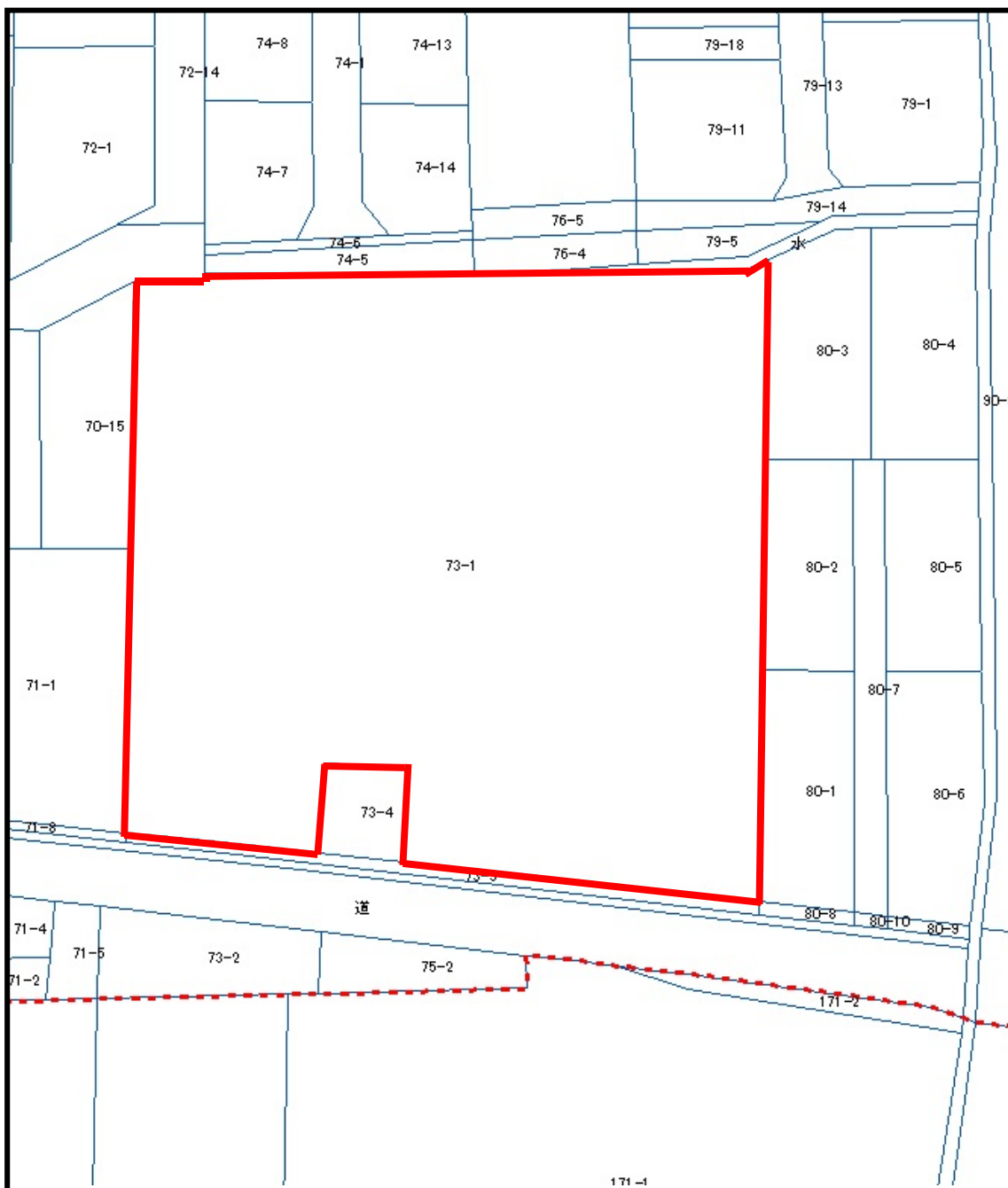
○町立北方東保育園の位置及び面積(※延べ床・建築面積は竣工図面より算出)

位置	敷地面積	延べ床面積	建築面積
北方町北方73番地の1	2,927.02 m ²	773.12 m ²	594.60 m ²

土地図面

位置図

北方町大字北方字春日 7 3 番 1 (町立北方東保育園) 付近



※縮尺なし

この図面は位置的なものを示すものであり、境界等については法的な根拠はありません。

(参考 2)

町立北方南保育園の現状

令和3年4月1日基準

入園児	0歳児（6か月児）から5歳児
基本保育時間	8時30分 ～ 16時30分
開設時間（最大）	7時30分 ～ 19時00分 ※延長保育（18時30分 ～ 19時00分）
保育日	月曜日～金曜日 土曜日（ただし、最大7時30分～12時00分）
休業日	日曜日・祝日・国民の休日 年未年始（12月29日～1月3日）
主な諸費用 ※用品については参考価格となります	スモック 2,500円 体操服 白半袖シャツ 2,100円 黒ハーフパンツ 1,300円 紺ショートパンツ 1,400円程度 カラー帽子 800円程度 おしらせ袋 200円、ハサミ 345円 日本スポーツ振興センターの 災害共済給付制度加入負担金 240円/年額 保護者会費 250円/月 主食代1,000円/月、副食代3,000円/月 ※延長保育を受ける方は、おやつ代1,000円/月

○入園児の推移

※各年4月1日基準（単位：人）

	H29	H30	H31	R2	R3
0歳児	5	4	7	1	4
1歳児	21	18	18	16	15
2歳児	23	23	19	19	21
3歳児	32	36	31	25	36
4歳児	36	31	35	28	26
5歳児	44	38	29	37	30
合計	161	150	139	126	132

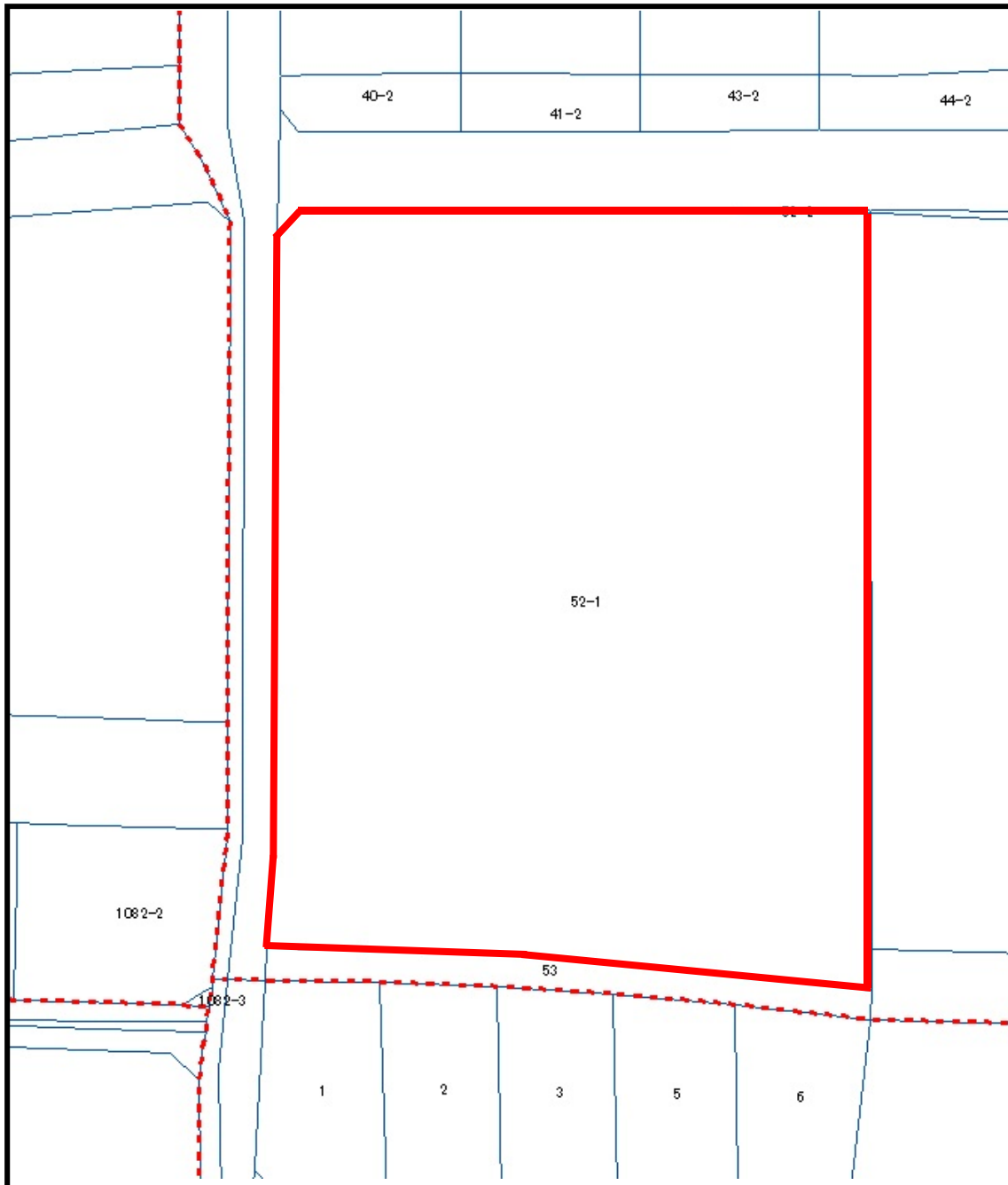
○町立北方南保育園の位置及び面積（※延べ床・建築面積は竣工図面より算出）

位置	敷地面積	延べ床面積	建築面積
北方町高屋勅使1丁目52番地	3,458.65 m ²	1,137.60 m ²	1,040.38 m ²

土地図面

位置図

北方町高屋勅使1丁目52番1（町立北方南保育園）付近



※縮尺なし

この図面は位置的なものを示す
ものであり、境界等については
法的な根拠はありません。

(参考資料)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜

粹)

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の

廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者

ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

○児童福祉法（抜粋）

第35条

5 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第45条第1項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。第8項において同じ。)に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第4号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

(1) 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

(2) 当該保育所の経営者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。)が社会的信望を有すること。

(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第12項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第46条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日と

して厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第12項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第12項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（6）暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（暴力的要求行為の禁止）

第9条 指定暴力団等の暴力団員(以下「指定暴力団員」という。)は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等(当該指定暴力団等と上方連結(指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。)をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。)の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者(以下この条において「自己の関係者」という。)がした許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る申請(同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。)が法令(同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。)に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分(行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、

直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。)の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 自己と生計を一にする配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第32条第1項第3号において同じ。)となっているもの

ハ 自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(ロに該当するものを除く。)